

一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年4月13日

事業実施主体

しれとこ斜里農業協同組合

代表理事組合長 平田 隆雄



1. 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業主体：しれとこ斜里農業協同組合
- (2) 工事名：しれとこ斜里農協 共同住宅 新設工事
- (3) 工事場所：斜里郡斜里町青葉町 43 番地
- (4) 工事概要：1 2 戸入居住宅新設
- (5) 工期：着工：令和8年5月26日
完成：令和9年3月31日
引渡：令和9年4月1日
- (6) 工事請負契約締結：
 - ①本工事は、工事請負契約をしれとこ斜里農業協同組合と締結する。
 - ②落札した請負者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係団体・関係者、またはその他の反社会的勢力に該当する者であることが判明した場合は契約できない。
- (7) 入札事項：建設工事請負金額

2. 一般競争入札参加資格

一般競争入札参加希望者は、斜里郡3町（斜里町、清里町、小清水町）内の建設業法第3条第1項に規定する営業所（本店、若しくは政令で定めるこれに準じるもの）を有している者。

(1) 基本条件

- ①予算決算および会計令（以下「予決令」という。）第70条および第71条の規定に該当しない者であること。別紙の「申立書」の提出を行う者であること。
- ②経常利益が直近3カ年間連続赤字ではない者であること。
- ③直近年度の「経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書」の総合評点Pが649点以上であること。
- ④申請書および資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当該契約の履行地域について、農林水産省の機関又は地方公共団体ならびにその関係機関、国土交通省北海道開発局から工事請負契約に係る指名停止の措置等を受けていないこと。
- ⑤過去に会社更生および民事再生の手続きを行ったことがないこと。

*「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を



受けたものであって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

(2) 付加条件

- ①代表者を含む構成員すべてが(1)の①を満たしていること。
- ②対象工事と同種・同規模の工事の元請施工実績があること。

3. 入札手続等

(1) 担当窓口

名 称：しれとこ斜里農業協同組合

住 所：斜里郡斜里町本町36番地1

電 話：0152-23-3151

担当者：管理部 総務課 課長 横山 智司

(2) 一般競争入札説明書および関係書類の交付期間、場所および方法

ア. 期間：令和8年4月13日(月)9時～令和8年4月27日(月)17時

イ. 場所：しれとこ斜里農業協同組合 管理部 総務課

ウ. 電話：0152-23-3151

エ. 方法：上記場所にて資料配布とする

(3) 一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)および一般競争入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期間、場所および方法

ア. 期間：令和8年4月13日(月)9時～令和8年4月27日(月)17時

イ. 場所：しれとこ斜里農業協同組合 管理部 総務課

ウ. 方法：上記場所に持参のこと。

(4) 一般競争入札参加資格確認通知書の提出日時および方法

ア. 日時：令和8年4月28日(火)17時まで

イ. 方法：書面(電子メール送信)をもって通知する。

(5) 現場説明会

ア. 日時：令和8年5月7日(木)10時

イ. 場所：電子メールによる



(6) 一般競争入札の日時、場所および方法

ア. 日時：令和8年5月25日（月）14時

イ. 場所：しれとこ斜里農業協同組合 本所

ウ. 方法：上記場所に持参のこと。

4. 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の行った入札、申請書または資料に虚偽の記載をした者の入札、および入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

5. 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

6. 苦情申立て

本手続きにおける競争参加資格の確認その他の手続きに関し、当事業主体に対し苦情申立てを行うことができる。

7. その他

(1) 談合情報に対する対応

ア. 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取、誓約書の徴取および工事費内訳書の徴取ならびに公正取引委員会への通報を行うことがあること。

イ. 談合の疑いがあると認められるときは、入札の執行を取りやめることがあること。

ウ. 契約締結後に談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除することがあること。

(2) 注意事項

入札執行が完了するまでの間、農協へ本件に関しての面談または電話等は一切認めない。

受注済みの別件工事等に関する連絡等、特に用件がある場合は事前に申し出、承認を得ることとする。

(3) 詳細は一般競争入札説明書および関係書類による。

以上